

鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域経済及び観光の振興を図るため、本市における映画又は連続ドラマ（以下「映画等」という。）若しくは映像作品の製作等に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映画 映画館又は劇場において一定期間にわたって公開される映画をいう。
- (2) 連続ドラマ テレビで一定期間にわたって放送されるドラマ番組をいう。
- (3) 映像作品 前2号に該当しない映画、連続ドラマ、テレビ番組又はコマーシャル等をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に規定する映画等の場合

ア 鹿児島市を舞台とし、主に市内で撮影を行う映画等であり、本市の観光振興に資する内容であること。

イ 当該映画等の内容が政治的又は宗教的意図を有していないこと。

ウ 当該映画等の内容が公序良俗に反するなど社会的非難を受ける恐れのあるものでないこと。

- (2) 前条第3号に規定する映像作品の場合

ア 鹿児島市で撮影された映像作品であり、映画館、劇場又はテレビ等で放映されるもの。

イ 当該映像作品の内容が政治的又は宗教的意図を有していないこと。

ウ 当該映像作品の内容が公序良俗に反するなど社会的非難を受ける恐れのあるものでないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、映画等又は映像作品を製作する法人又は団体（以下「団体等」という。）であって、以下の要件を全て備えているものとする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- (2) 代表者及び事務所が明らかになっていること。
- (3) 会計責任者及び監査役又は監事を有すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税が課税されている団体等にあっては、納期の到来している市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は補助金の交付対象団体としない。

- (1) 暴力団（鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号））第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している団体等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している団体等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している団体等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

（補助金の交付対象経費）

第5条 第2条第1号及び第2号に規定する映画等並びに第2条第3号に規定する映像作品に係る補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び規則第6条第4項に規定する条件（以下「補助要件」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、別表第1に規定する区分ごとに、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に規定する映画等の場合

別表第1の映画等のロケ経費の項又は映画等のPR経費の項に掲げる補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、その補助金額の限度額は、ロケ関係者が鹿児島市内のホテル等の宿泊施設に宿泊する延べ日数に応じて、別表第2に定める額とする。

- (2) 第2条第3号に規定する映像作品の場合

別表第1の映像作品のロケ経費の項に掲げる補助対象経費の対象となる宿泊について、宿泊する延べ日数に2,000円を乗じた額とし、その補助金額の限度額は50万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第4条第1項に規定する市長の定める時期は、補助事業に着手する20日前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業が複数の年度にまたがって行われる場合の補助金の交付申請は、市の会計年度ごとに行うものとする。

3 第2条第1号又は第2号に規定する映画等は、補助事業に着手する180日前までに事前協議を行い、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1）
- (2) 収支予算書（様式第2）
- (3) 申請者概要（様式第3）

4 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1）
- (2) 収支予算書（様式第2）
- (3) 申請者概要（様式第3）
- (4) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第4）
- (5) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）
- (6) その他市長が必要と認める書類

5 規則第4条第1項に規定する補助金の交付申請は、別表第1に規定する区分ごとに行うことができる。

（審査及び決定）

第8条 第3条第1号に規定する補助事業の対象となる映画等は、第13条に規定する鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金選考審査会が審査し、市長が決定する。

（補助金の申請取下げ）

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とし、その旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第10条 補助金の交付対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条に規定する市長が定める時期は、補助事業が完了してから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業が複数の年度にまたがって行われる場合の補助金の実績報告は、市の会計年度ごとに行うものとする。

3 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第1）
- (2) 収支決算書（様式第2）
- (3) 補助事業対象経費にかかる領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第15条により補助金の額が確定し、規則第17条第1項に規定する補助金等交付請求書の提出後に交付するものとする。

(審査会)

第13条 第3条第1号に規定する補助事業の対象となる映画等の審査を行うため、鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第14条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、観光交流局観光交流部長をもって充てる。

3 委員は、別表第3に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長等の職務)

第15条 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、審査会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第16条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、観光交流局観光交流部観光プロモーション課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助要件
映画等のロケ経費	1 ロケ関係者（スタッフ及び俳優等）の宿泊に要する経費 2 ロケ地等の施設使用に要する経費 3 撮影照明機材及び車両借上等に要する経費 4 ロケセット等の設営及び撤去に要する経費 5 ロケ時の警備及び食事に要する経費 6 その他市長が特に必要と認める経費	(1) 1については、鹿児島市内のホテル等の宿泊施設での宿泊で、1泊素泊り又は朝食付若しくは2食付のプランに限る。なお、アルコール代は除くものとする。 (2) 2から5までについては、鹿児島市内に本社又は事業所を有する者の市内の事業所と契約するものに限る。
映画等のPR経費	1 告知チラシ及びパンフレット等の製作に要する経費 2 テレビ及び新聞等による広告宣伝に要する経費 3 その他市長が特に必要と認める経費	(1) 映画等が全国規模で公開又は放送される場合に限る。
映像作品のロケ経費	1 ロケ関係者（スタッフ及び俳優等）の宿泊に要する経費	(1) 鹿児島市内のホテル等の宿泊施設での宿泊で、1泊素泊り又は朝食付若しくは2食付のプランに限る。 (2) 連続2泊以上かつ延べ宿泊数50泊以上のものとする。

別表第2（第6条関係）

映画等1作品における補助金限度額

区分	宿泊延べ日数		
	249泊以下	250泊～499泊	500泊以上
映画等のロケ経費	125万円	250万円	500万円
映画等のPR経費	125万円	250万円	500万円

備考 映画等のロケ又はPRの期間が市の複数の会計年度にまたがる場合、初年度の補助金限度額は当該年度の宿泊延べ日数によるものとする。その場合の次年度以降の補助金限

度額は、ロケが同一会計年度に実施されたとみなした場合の宿泊延べ日数に対するそれぞれの補助金限度額からこれまで交付した補助金額を差し引いたものとする。

別表第3（第14条関係）

鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金選考審査会委員
鹿児島市市民局市民文化部文化振興課長
鹿児島市産業局産業振興部産業政策課長
鹿児島市産業局産業振興部産業支援課長
鹿児島市観光交流局観光交流部観光プロモーション課長
鹿児島市観光交流局観光交流部観光振興課長
公益社団法人 鹿児島県観光連盟事務局長
公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会事務局長

様式第1（第7条、第11条関係）

事業（計画・報告）書

タイトル	
製作する法人又は団体の名称	
あらすじ (概要)	
鹿児島市に関する情報 発信内容	
ロケ期間及びロケ地等	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 ロケ地：
市内宿泊施設名	
宿泊期間	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
宿泊延べ日数	
P R 内容	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 媒体：
映画の公開期間及び 映画館名 (連続ドラマ、映像作品においては放映期間 及び放映地域)	期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 映画館名： (合計 館) 放映地域：
主な出演者	
主なスタッフ	プロデューサー： 監督： 脚本：
後援・協賛者等	

様式第2（第7条、第11条関係）

收支（予算・決算）書

(収入)

(単位：千円)

項目	映画等のロケ経費		映画等のPR経費		映像作品のロケ経費	
	内容・内訳	金額 (千円)	内容・内訳	金額 (千円)	内容・内訳	金額 (千円)
出資金 (共同製作者 負担金等)						
補助金・ 助成金						
寄付金・ 協賛金						
その他収入						
自己負担金						
合計						

(支出)

項目		内容・内訳	金額(千円)
補助対象経費	映画等のロケ経費	宿泊に要する経費	
		ロケ地等の施設使用に要する経費	
		撮影照明機材及び車両借上等に要する経費	
		ロケセット等の設営及び撤去に要する経費	
		ロケ時の警備及び食事に要する経費	
		その他	
	計(A)		
映画等のPR経費	映画等のPR経費	告知チラシ等の製作に要する経費	
		テレビ及び新聞等による広告宣伝に要する経費	
		その他	
		計(B)	
	ロケ経費	宿泊に要する経費	
映像作品の		計(C)	
小計(A+B+C)			
補助対象外経費			
	小計D		
合計(A+B+C+D)			

※ 内容・内訳欄の内容が様式内に記載できない場合は、別紙で詳細が分かるものを添付してください。

様式第3（第7条関係）

申請者概要

法人又は団体名	
代表者名	
住所（所在地）	〒 一
電話番号	
ホームページ	
設立年月日	
沿革	
会計責任者	
監査役又は監事	
事務担当者	

※ 添付書類 定款又はこれに類する規約等

様式第4（第7条関係）

鹿児島市長 殿

鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金の交付申請において、鹿児島市税の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

住所又は所在地

団体等名

代表者

(署名又は記名押印)

様式第5（第7条関係）

年　月　日

鹿児島市長 殿

住所・所在地
氏名・団体名
代表者(団体の場合)

(署名又は記名押印)

暴力団排除に関する誓約・同意書

鹿児島市映画撮影等誘致支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している団体等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している団体等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している団体等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

以上